

13 在宅医療及び介護との連携の推進について

山間部・中山間地域等、過疎化の進行や地理的条件から在宅医療を提供する事業者の経営が成り立ちにくい地域にあっても、在宅医療が選択できる制度設計を行うこと。

【背景理由等】

四国山地を有する四国地方は多くの山間部・中山間地域を抱えています。こうした地域では過疎化が進行している上、地理的条件から集落が点在し、道路事情の悪さや移動時間の長さなどにより訪問サービスの効率が悪くなっています。

現在の国の在宅医療・介護の支援制度は都市部を想定して設計されており、事業の効率的な運営が困難な地域では、在宅医療に必要な訪問看護ステーションなどの事業者の経営が成り立たない状況にあります。こうした地域にあっても、サービスが提供される仕組みづくりが必要です。

令和6年度介護報酬改定において、「特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域」が明確化されたものの、訪問看護ステーションから長時間移動をする場合の加算措置は、「移動時間の要件が1時間以上」という厳しい条件や、事業所の所在地による制限があり、効果的な制度となっていない状況があります。

また、令和8年診療報酬改定においては、住み慣れた地域での療養継続を支援するため、過疎地域等における移動負担の評価が見直され、従来の「移動時間1時間以上」に加え「移動+訪問看護提供の合計時間にも着目した評価（移動30分以上かつ移動・訪問看護提供合計2.5時間以上）」が認められたものの、短時間の訪問看護ではこの要件を満たすことが難しく、コスト高となる中山間地域等において、依然として加算が認められないケースがある状況となっています。

加えて、人口が密集し在宅医療・介護資源が豊富な都市部においては、機能分化・専門化を行うことで効率的なサービスが提供可能ですが、人口が点在し、資源が限定的な中山間地域においては1機関が複数の役割を実施するなどの対応が求められます。

このために、山間・中山間地域において、持続可能な訪問看護体制が確保されるよう、より一層の加算措置の緩和が必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進

過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、山間部・中山間地域を対象とする訪問看護ステーション及び医療機関の加算条件を緩和すること。